

策 定	平成14年 3月
変 更	平成16年 3月
変 更	平成18年10月
変 更	平成19年 5月
変 更	平成22年 6月
変 更	平成25年 4月
変 更	平成26年 9月
変 更	令和 5年 9月

# 農業経営基盤の強化の促進に関する

## 基本的な構想

令和 5 年 9 月

富山県小矢部市

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

## 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1.	農業経営基盤をめぐる現状	
2.	農業経営基盤の強化をめぐる課題	
3.	農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向	
4.	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	8
第4	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施	8
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	10
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
1.	地域計画推進事業	
2.	農用地利用改善事業	
3.	農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
4.	その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業	
第7	その他	16

# 農業経営基盤の強化の促進に 第1 関する目標

## 1. 農業経営基盤をめぐる現状

本市は、富山県の西端に位置し、小矢部川、庄川の二大河川の流域にある。地形的には、東部から中央部にかけて平野部で占められ、北部から西部・南部にかけて円を描くように丘陵地帯となっており、平野部は砺波平野の一角を占める水稻の穀倉地帯である。

令和4年度末において、市の面積 134.07 k m<sup>2</sup>のうち約 36 k m<sup>2</sup>が水田で、ほ場整備率は中山間地域の一部以外はほぼ 100%に達している。認定農業者や集落営農組織の育成に伴い、担い手への農地の集積は進んでおり、担い手への集積面積は 2,907.7ha、集積率は 81%となっている。

また、人口は 28,463 人、10,706 世帯と、人口は昭和 61 年をピークに減少が進んでいる。令和 2 年の農林業センサス及び富山県農林水産統計年報では、総農家数 636 世帯、農業従事者数 656 人となっており、兼業農家の増加や農業従事者の高齢化が進み、農業の担い手不足が喫緊の課題となっている。近年では、多様な用途の米づくりや循環型の農業の実践の観点から飼料用米が、また地域振興作物としてハトムギが積極的に生産されているところが特徴的である。次いで畜産や鶏卵、花卉が横這いに推移している。農家 1 戸当たりの農業所得は全国的にも高い水準にあるが農業所得の農家所得に占める割合（農業依存度）が低く、農外所得に依存した農家経済となっている。

また、農業をめぐる情勢が大きく変化するなかで、「小矢部市農業農村基本計画」を基本に、認定農業者や特定農業団体など効率的かつ安定的な経営を行う担い手の育成を強力に進め、これら担い手が地域農業の相当部分を担うような農業構造を確立することを基本方向の一つに掲げ、農業・農村に関する施策を展開する。

## 2. 農業経営基盤の強化をめぐる課題

このような現状の中で、今後、本市の農業経営基盤の強化を図っていくためには、次の点に留意する必要がある。

第1に、担い手として経営の視点を重視し、個別経営や法人経営、集落や地域を基盤とした協業経営をはじめとした生産組織など効率的かつ安定的経営体の育成を基本に、効率的かつ安定的経営体と兼業農家の役割分担を明確にしながらそれぞれの経営体が役割を發揮できる営農体制を確立し、本市農業の体质強化を図る必要がある。

第2に、後継者難を背景とした農業従事者の高齢化は、農業構造の脆弱化や地域社会の活力低下を招く恐れがあり、企業的経営感覚を持った中核農家の育成、明日の小矢部の農業を担う後継者確保、女性農業者の農業経営の担い手としての資質の向上、更には高齢者が積極的に役割を發揮できる農業環境の整備を行なう必要がある。

第3に、“散居村”による緑豊かな景観と自然環境を維持しながら、高生産性農業を実現するために、無秩序な農地のかい廃を抑制するとともに、面的な広がりをもった集団的な優良農地を確保する必要がある。

第4に、消費者志向が多様化する中で、生産から流通に至るまでのコストの低減や効率化の徹底とともに、高品質な農産物を生産販売し、県内外への販売戦略に重点を置きながら、生産工程からこだわるおやべ産米のブランド確立と合わせ、特産物の開発を支援するなど高付加価値農業を展開していく必要がある。

第5に、自然環境の維持、国土保全など、私たちの住んでいる農業農村は、人間の生態系を維持していくためにも重要な役割を担っており、その保持のためにも私たちが農業農村の活性化を推進していく必要がある。

### 3. 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向

このような現状と課題に対応し、県の基本方針に沿って、本市農業を今後とも本市の基幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に展開していくことが重要となっている。

このため、認定農業者や特定農業団体などの経営体を効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手として位置付け、これらの担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の令和13年における目標を明らかにする。その目標に向けて又は組織経営体等の経営体に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

本市において、目標とすべき農業経営としては、常時従事者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する2,000時間程度の水準の達成を図りつつ、地域の他産業従事者と遜色のない年間農業所得（主たる従事者一人あたり概ね500万円）を確保することができるよう、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

この目標を達成するため、地域における話し合いを基本に、土地利用型農業については、地域の実情に応じた農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業などの積極的な活用や、集落・地域での話し合いに基づき市町村が作成する「地域計画」に則した認定農業者等への農地集積や集約化を推進するとともに、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織などの生産組織を育成する。また、畜産、園芸などの集約的農業経営の展開を図るため、高収益作物の導入及びその産地形成等を推進する。

これらの経営については、その経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては、法人化等への誘導、特定農業法人や特定農業団体への位置付けを図る。なお、これらの経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢者農家、土地持ち非農家との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、連携協力していくことを通じて健全なコミュニケーションの発展を図る。

生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化を図るとともに、水利施設、農道の整備と適切な維持管理に努めるほか、農地の集団化と汎用化を進める。また、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を図る。

地域農業の活性化を図るには、農業者自身の意志と行動が基本であり、農業者自らが課題克服による低コスト化、高付加価値化など個別経営の体質改善を目指し、さらに、個々の経営合理化の制約を地域ぐるみの共同の力で補うため、地域における話し合いを通じて、中核農家、地域リ

ーダーによる、集落営農組織を主体とした生産体制づくりと農業担い手の確保・育成を行うなど、農業者が主体的に地域農業へ参画できる体制を構築する。そこで、関係機関と調整を行う体制として、「小矢部市担い手育成総合支援協議会」を設置し、総合的な担い手育成対策を実施する。

今後厳しい農業情勢の変化に的確に対応するため、消費動向の把握や営農技術をはじめとする情報の受発信体制の整備を進める。また、「活力ある農業交流」を主題に、消費者と農業者とのコミュニケーションの活性化を図る。更に、農業関係機関と農業者との連携による集落機能を生かした農業体制の構築を図るなど、自然豊かな魅力ある郷土づくりに取り組んでいくこととする。

さらに、近年の担い手農家や特定農業団体の広域的活動や農業協同組合の広域合併等、市町村を超えた広域的な農業生産及び団体組織活動に対応し、支援できるよう近隣市町村及び諸団体との連携を強化する。なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践計画の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

#### 4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

##### (1) 新規就農の現状

本市の農業において、担い手の高齢化や後継者不足等が深刻となるなか、技術と経営感覚に優れた若い担い手を確保・育成すること、リタイアする農業者の後継者を確保し、農業経営を円滑に継承していくことが大変重要となっている。

##### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

##### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという目標や富山県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた、新規就農者を年間120人以上を確保するという目標を踏まえ、本市においては年間3人以上の当該青年等の確保を目標とする。

##### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等  
**第2**  
 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の姿として、主要な営農類型を示すと以下のとおりである。

1 農業経営の発展指標

〔認定農業者：個別経営〕

経営形態	営農種類	経営規模	生産方式
認定農業者 (個別経営)	主穀作	経営面積 23.0ha 作付面積等 水 稲 13.1ha (うち早生移植9%、コシヒカリ移植60%、同直播31%) 大 豆 9.9ha 大 麦 9.9ha	資本装備 農作業舎 1棟 育苗ハウス 4棟 トラクター40PS 1台 多目的(施肥機付き)田植機 6条 1台 大豆コンバイン2条 1台 自脱型コンバイン5条 1台 乾燥機50石 2台
	園芸 (施設野菜)	経営面積 0.62ha 作付面積 こまつな 62a	資本装備 農作業舎 1棟 ハウス 13棟 トラクター20PS 1台 播種機6条 1台 管理機7PS 1台
	園芸 (施設花き)	代表例：バラ 経営面積 5,000m <sup>2</sup>	資本装備 硬質ビニルハウス 4棟 二重被覆 2軸2層 ロックウールシステム 4台 暖房機 8台 作業場兼選花場 1棟 保冷庫 1台

経営形態	営農種類	経営規模	生産方式
認定農業者 (個別経営)	園芸 (キク切り花)	経営面積 10.0ha	資本設備
		作付面積	農舎 1棟
		夏ギク(露地) 30a 夏秋ギク(露地) 40a 秋ギク(露地) 20a 秋菊電照抑制(ハウス) 10a	耐雪ハウス(電照・加温) 5棟 暖房機 12台 マルチスプレヤー 1台 保冷庫 1台 作業場 1棟 トラクター32PS 1台
	園芸 (苗物+鉢花)	水稻 7.0ha	
		大麦(期間借地) 1.8ha	
		代表例: 花苗類+春野菜苗+鉢花 経営面積 4,000m <sup>2</sup>	資本設備 パイプハウス 13棟 暖房機 12台 蒸気式消毒機 1機 育苗ベンチ 22台 鉢花用移動ベンチ 4基 作業場 1棟
	畜産 (酪農)	飼育頭数 酪農 50頭	資本設備 牛舎 1棟 堆肥舎 1棟 パイプラインミルカー 一式 バルククーラー 一式 フロントローダー 1台 飼料関連機械 一式

[認定農業者：法人経営]

経営形態	営農種類	経営規模	生産方式
認定農業者 (法人経営)	主穀作	経営面積 30ha 作付面積 水稻 17.1ha (うち早生移植10%、コシヒカリ 移植60%、同直播30%) 大麦 12.9ha 大豆 12.9ha	資本設備 農作業舎 1棟 育苗ハウス 4棟 トラクター60PS 1台 多目的(施肥機付き)田植機 6条 1台 自脱型コンバイン 5条 1台 大豆コンバイン 2条 1台 乾燥機50石 2台

経営形態	営農種類	経営規模	生産方式
	主穀作 + 農産加工	経営面積 30ha 作付面積等 水 稲 17.1ha (うち早生5.1ha、コシヒカリ移植10.2ha、新大正糯1.8ha) 大 麦 12.9ha 大 豆 12.9ha 農産加工(もち・赤飯等) 110俵	資本設備 農作業舎 1棟 加工施設 1棟 育苗ハウス 5棟 トラクタ60PS 1台 高速側条施肥田植機10条 1台 自脱型コンバイン6条 1台 大豆コンバイン2条 1台 乾燥機50石 2台
	畜 産 (養 豚)	飼育頭数 繁殖豚 400頭	資本設備 繁殖畜舎 4棟 肥育畜舎 4棟 堆肥舎 1棟 浄化処理装置 1基
	畜 産 (採卵鶏)	常時飼養羽数 成 鶏 181千羽	資本設備 成鶏舎 8棟 鶏糞処理舎 4棟 集卵舎 2棟 自動集卵システム 一式 自動給餌機 一式

〔集落営農〕

経営形態	営農種類	経営規模	生産方式
集落営農	主穀作	経営面積 30ha 作付面積 水 稲 17.1ha (うち早生移植30%、コシヒカリ移植60%、同直播10%) 大 麦 12.9ha 大 豆 12.9ha	資本設備 農作業舎 1棟 育苗ハウス 4棟 トラクター30PS 2台 高速側条施肥田植機 6条 2台 水稻直播機 6条 1台 自脱型コンバイン4条 2台 大豆コンバイン2条 1台

## 2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型		経営管理の方法	農業従事の態様等
認定農業者	家族経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営改善計画に基づく経営計画の確実な実施</li> <li>・複式簿記記帳による経営管理の実証</li> <li>・経営管理研修への積極的な参加</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・集落内の土地利用調整を基本とした借地による経営規模の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・臨時雇用者の確保による農繁期の加重労働の防止</li> <li>・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設整備の充実等による作業の快適化</li> </ul>
	法人経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営理念や目標に基づく農業経営改善計画の作成と、複式簿記による財務管理の実施</li> <li>・高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と確実な経営計画の実施</li> <li>・労務管理の充実と雇用労働の確保</li> <li>・地域からの信頼に基づく農地の連担化・集団化と経営規模の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制、休日制の導入</li> <li>・社会保険への加入による従事者の福利厚生の充実</li> <li>・臨時雇用者の確保による農繁期の加重労働の防止</li> <li>・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施</li> <li>・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設整備の充実等による作業の快適化</li> </ul>
集落営農		<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳による財務管理</li> <li>・リーダーを中心に法人化に向けた組織運営管理</li> <li>・経営管理研修への積極的な参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専従者を中心とした作業従事体系の確立</li> <li>・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施</li> <li>・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設整備の充実等による作業の快適化</li> </ul>

## 第3 農業経営を担う者の確保及び育成に関する事項

第1の4の（2）に示した数値目標を経営開始から5年後に達成するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の主要な基本的指標は次のとおりである。

経営形態	営農種類	経営規模	生産方式
認定就農者	主穀作	経営面積 15.0ha 作付面積等 水 稲 8.5ha (うち早生移植40%、コシヒカリ 移植60%) 大 豆 6.5ha 大 麦 6.5ha	資本設備 農作業舎 1棟 育苗ハウス 2棟 トラクター30PS 1台 田植機 6条 1台 自脱型コンバイン 4条 1台 大豆コンバイン 2条 1台 乾燥機50石 1台
	園芸 (施設野菜)	経営面積 0.165ha 作付面積 こまつな 16.5a	資本設備 農作業舎 1棟 ハウス 10棟 トラクター20PS 1台 播種機 6条 1台 管理機7PS 1機

## 第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備 その他支援の実施

第1の3、4（2）に掲げる目標及び第2、第3に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を長期的かつ計画的に達成・実施していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

また、本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参加し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

### ア 受入環境の整備

農林振興センター、農業協同組合、富山県農業経営・就農支援センターなどと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設け、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

## (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となってとやま農業未来カレッジ、農林振興センター、農業委員、農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等の情報を共有しながら、巡回指導の他、必要に応じて面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために小矢部農業青年協議会への参加を促し、交流の機会を設ける。また、商工会や農業協同組合とも連携して、市内の直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

### ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる指導に限らず、市内の直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策に関する国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

## (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については富山県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得についてはとやま農業未来カレッジ等、就農後の営農指導等フォローアップについては農林振興センター、農業協同組合、農地の確保については農業委員会など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 第5

# 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次のとおりである。

### (1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標	備考
81%	

農用地の面的集積については、農用地の効率的な利用を促進するため、農地中間管理事業を活用し、認定農業者等の担い手に対する農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。

### (2) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市の農業は、水稻が主体となっており、また、地域振興作物としてハトムギの生産も盛んである。農地は全国平均から見ても集積が比較的進んでおり、担い手への農地利用集積率は81%である。一方で、担い手不足や農業就業人口の高齢化及び減少により遊休農地の増加が続いている。このような状況を踏まえた農用地の利用の改善については、次により進めることとする。平坦部においては、利用権設定を推進し農地を集積・集約化することで担い手農業者が効率的な生産を行えるように努めていく。中山間地域では、農地中間管理事業を推進し、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の更なる集積に努めていく。

# 農業経営基盤強化促進事業に 第6 関する事項

本市は、富山県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、自ら農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者を育成するため、農業経営改善計画認定制度の普及を促進するとともに、認定農業者の経営改善の取り組みに対し、重点的な支援を行うこととする。

なお、認定後の経営改善に向けた取り組みを促進する観点から、認定農業者に対する指導、助言等適切なフォローアップと、農業経営改善計画の期間を終了する農業者に対する新たな計画の作成の支援・指導を促進する。

女性農業者や農業後継者が家族経営において実質的に共同経営者としての役割を担っている経営については、農業経営改善計画の共同申請により、共同経営者としての地位・責任の明確化や経営者としての自覚、経営に対する意識の向上を図り、それらを通じた経営改善への取り組みを促進する。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1. 地域計画推進事業
2. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
3. 農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
4. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

## 1. 地域計画推進事業

本市は、地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化する。そして、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

### (1) 協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、可能な限り農繁期を除いて設定する。参加者については、農業者、市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

#### （2）地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

#### （3）その他農地中間管理事業等による農用地の利用権の設定等の促進に関する事項

農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけ、市、県、県農業会議、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会等関係機関で構成する連絡協議会に参画し、密接な連携・協力のもと、農地中間管理事業の推進を図る。また、地域計画に基づき、農地集積・集約化を促進することで、効率的かつ安定的な農業経営体の育成と地域農業の持続的な発展を進める。

## 2. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

#### （1）農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

地域において、育成すべき担い手として合意された経営体への農地・農作業の利用集積を進めるため、農用地利用改善団体の活動を助長するとともに、農用地利用改善団体の設立が遅れている地域を中心に農用地利用改善団体の設立を推進する。

#### （2）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外できるものとする。

#### （3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、農地所有適格法人、集落営農組織等関係者の合意のもとに、特定農用地利用規程の作成・承認を進め、地区内農用地の受け手となる経営体として特定農業法人及び特定農業団体の育成を図る。

#### （4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
  - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ. (4)①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。
  - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨および当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の

申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善事業の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、小矢部市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

③ 特定農業団体の育成にあたっては、認定農業者等の担い手と特定農業団体との間で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないよう地域における話し合い活動の中で十分な調整が行われるよう関係者を指導する。

### 3. 農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせん、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 4. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

#### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

上記1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 農業生産体制の整備を進めるため、強い農業づくり総合支援交付金等により、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、経営発展を図っていくまでの条件整備を行う。
- ② 農業生産基盤整備事業や農村整備事業、農地等保全管理事業等により定住条件の整備を行い、農業の担い手確保に努める。
- ③ 水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作等を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。このような転作を契機とした地域の土地利用の見通しを通して農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- ④ 地域の農業振興に関する施策を行うに当たっては、農業・農村振興に関する事業導入計画（アクションプログラム）を策定するなど、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## （2）推進体制等

### ① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することともに、令和13年における、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用集積の協力を推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、小矢部市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

1. この基本構想は、平成14年3月31日から施行する。

### 附 則

1. この基本構想は、平成16年3月23日から施行する。

### 附 則

1. この基本構想は、平成18年10月27日から施行する。

### 附 則

1. この基本構想は、平成19年5月31日から施行する。

### 附 則

1. この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

### 附 則

1. この基本構想は、平成25年4月10日から施行する。

### 附 則

1. この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

### 附 則

1. この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。